訪日個人観光旅行取扱契約書における必要記載事項

中華人民共和国(以下「中国」という。)国民の訪日個人観光旅行に関し、日中双方の取扱旅行会社が取り交わす旅行取扱契約書には、実務上の定型的な事項等以外に、「取扱マニュアル」にかんがみ、以下の事項を記載すること。

なお、「甲」は中国側旅行会社、「乙」は日本側旅行会社とする。

- 1. 查証代理申請、身元保証関係等
- (1) 甲は、査証代理申請を行う際に、申請者(旅行者)が査証を取得するに 的確な者であるか否かについて責任を持って確認すること。
- (2) 甲は、乙を身元保証人とする招へい保証関係書類の発行を求めるために、 乙に対し、旅行者の氏名、国籍、生年月日、性別、所属(勤務先)、自宅住 所、電話番号等を記載した書類に甲が「記載内容に相違ない」旨を証した書 類又は査証申請書類一式の写し、旅行者の旅券の写し及び旅行の詳細な行程 表を乙に送付すること。
- (3) 乙は、乙を身元保証人として甲が行う訪日個人観光旅行の査証代理申請に際し、招へい保証関係書類を発行し、甲に送付すること。

ただし、次の場合を除く。

- ・当該旅行の内容、条件等が甲及び乙が取り交わした旅行取扱契約書に記された内容と異なる場合。
- 甲が査証代理申請能力の停止処分を課されている場合。
- ・甲の査証申請の受付が停止されている場合。
- ・乙が中国国民の訪日個人観光旅行の取扱い停止処分を課されている場合。
- (4) 当該旅行に関する査証申請中であっても、当該旅行に関して定められた 事項が履行されないことが判明した場合は、乙は、身元保証の取り下げを甲 に申し出、甲は査証取扱公館に連絡をとること。
- (5) 甲は、査証申請後かつ訪日前に、滞在予定表に記された内容のいずれかが変更となる場合、又は、旅行を取り消す場合には、新しい滞在日程表及び日程変更届け、又は、旅行の中止に関する申立書を査証取扱公館に提出することとし、査証取扱公館において、旅行を取り消した者の査証の無効の手続きをとること。また、甲は乙に当該日程変更届け、又は、旅行中止に関する申立書の写しを送付すること。
- (6) 甲は、当該旅行出発前に、旅行者に旅程、日本の法令その他一般情報の 説明を行うこと。

2. 不適切事案の発生の防止及び発生時の対応

- (1) 甲及び乙は、不適切事案の発生の防止に努めるとともに、発生時の対応マニュアル(別添参照)を作成し、発生の際には緊密な連絡体制をとり協力して処理を行うこと。特に、旅行者が失そうした場合は、第一義的には乙が対処するが、甲は解決に向け最大限の努力を払うこと。
- (2) 旅行者が不法残留等により強制退去の処分を受けた場合には、当該被退去者が帰国のための旅費(帰国のための移動に係る費用)を支払うが、当該被退去者がその費用を支払わない又は直ちに支払えない場合は、乙が一時的に当該費用を立て替えた後、領収書をもって甲に請求を行い、甲がこれを負担すること。
- (3) 乙は、旅行者が日本滞在中に入院又は死亡して家族が訪日する場合には、身元保証業務を行うこと。

3. 帰国確認

- (1) 甲及び乙は、旅行者の帰国について、共同で責任を持って確認すること。
- (2) 乙は、「取扱マニュアル」に基づき、旅行者の帰国を確認し、帰国報告書を提出するための担当者を帰国日の空港に配置することとし、甲が、これに要する経費を負担すること。